



外国法人(Foreign Maritime Entity)登録

リベリア籍船の登録上の船主は、リベリア法人であることが原則です。
しかし、日本法人やパナマ法人といった外国法人であっても、
外国法人(Foreign Maritime Entity)登録を行うことで、
所有要件をクリアすることができます。

必要書類

1) 申請書(原本 1 部)

☐ご署名済みのもの

2) 外国法人の設立定款および変更定款 (コピー各 1 部)

☐外国法人を管轄する当局、もしくは、1)の申請書署名者である当該外国法人の
役員取締役により原本証明されたもの

3) 外国法人の“*Certificate of Goodstanding*” (原本 1 部)

【委任状の行使によって申請書が作成される場合】

4) 委任状 (原本 1 部、もしくは、外国法人の役員取締役による原本証明付コピー 1 部)

書類提出先・提出期限

・ドラフト

登録に必要な項目を満たしているかどうかを事前に確認するため、すべての書類の
ドラフトを、登録に先だって、リスカジャパン宛メールでご提出ください。

・原本

事前確認が済みましたら、署名をお手配の上、各書類原本を、遅くとも登録日当日
までに、リスカジャパンまでご提出ください。

登録完了後に返却する登記証明書類に原本の綴じ込みを希望されない場合は、
PDF ファイルでの申請も可能です。

費用

登録費用(含初年度年間維持費用)…… US\$1,300.00 (+証書類送料\$20.00)

※申請時にお支払いが必要です。送金依頼書など、お支払いが確認できる書類を申請書と
合わせてご提出ください。

年間維持費用…………… US\$1,050.00

登録までに要する日数

不備のない申請書類一式(登録費用の支払い証明も含む)を受領した当日